平成２８年（フ）第７１２号
仙台市泉区七北田字朴木沢93番地の３　ヴィラＩＺＵＭＩセントラル702
破産者　酒井　孝仁（旧姓八重樫）
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
福島県本宮市荒井字山神20番地１　瀬戸川市営住宅83号
破産者　國分　博巳
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
群馬県高崎市吉井町長根1435番地　エクセレントＡ104号
破産者　吉田　育代
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２４６号
群馬県藤岡市立石812番地10
破産者　小菅　　功
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２４７号
群馬県藤岡市立石812番地10
破産者　小菅　泰子
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４９８号
埼玉県所沢市北中３丁目59番地の４
破産者　武弓　和史
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５８号
埼玉県ふじみ野市市沢３丁目５番８－710号
破産者　相川　智恵
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４４２号
横浜市中区長者町４丁目10番地９　ベスト伊勢佐木長者町404号室、旧住所山口県山陽小野田市北竜王町２番37号
破産者　橋本　未沙
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１３号
横浜市中区寿町３丁目12番地９　第一双葉会館２階25号室、旧住所横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート１棟306号
破産者　富樫　良夫
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９２号
相模原市南区相武台３丁目18番13号　アイリッシュ　102
破産者　小池　　翔
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８号
長野県北佐久郡立科町大字山部96番地、住民票上の住所長野県佐久市春日4534番地１
破産者　加藤　吉則
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第８２号
岐阜県大垣市東町１丁目334番地１　セピアガーデン　205号室
破産者　和田美矢子
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１８９６号
名古屋市名東区牧の里１丁目1315番地　アイリス牧の里305号、従前の住所横浜市都筑区折本町1746番地１　仲町台寮
破産者　亀山　栄和
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６９号
福岡県柳川市奥州町14番地１
破産者　藤木　剛徳
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
熊本県玉名市立願寺277番地１
破産者　谷　陽一郎
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第４５号
熊本県玉名市天水町小天1914番地
破産者　福本　**廣**秋
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第４６号
熊本県玉名市松木17番地６　有永ハイツＢ－２号
破産者　福本　孝雄
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第３３４号
沖縄県浦添市港川１丁目32番２－201号　フェミニンＭ
破産者　嘉陽田朝和
１　決定年月日　平成29年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部